

市区域内分権とまちづくりへの住民参加に関する研究

○西 英子* 中山徹**

(*奈良女子大・院, **奈良女子大)

【目的】1992 年の都市計画法改正では、市民参加よって都市計画マスタープランを策定することが定められ、2000 年地方分権一括法では、市町村都市計画審議会が法定化される等、市民のより身近なところでまちづくりが行われ始めている。地方分権が進む中、一定規模以上の市区においては、住民がまちづくりに主体的に関わるために市区域内での分権が重要であると考える。本研究では、市区域内分権の現状を把握し、地域内におけるまちづくりへの住民参加の可能性を考察する。

【方法】人口 20 万以上の市、特別区で、全国 121 自治体を対象にアンケート調査を行った。117 自治体から回収、回収率は 96.7% であった。

【結果】市区域内に、出先機関としての出張所、支所等がある自治体は 112 自治体であった。そのうち、出先機関で建築・土木業務を行っているのは 20 自治体である。また、95% 以上の自治体で、都市計画マスタープランにおいて地域別計画を策定しているが、策定を実質的に行っているのは本庁であり、住民が地域別計画に関する情報を入手するのは、本庁の担当課が中心である。各地域で情報を入手できるのは 10 自治体にとどまっている。また、62 自治体において、自治体が支援するまちづくり組織がある。それらの組織に対して、市区は、財政、アドバイス、相談、意見の調整、情報の提供等の支援を行っている。まちづくり組織と同時に、市区域内での建築・土木業務を分散させていくことによって、住民と行政と双方向のコミュニケーション、より進んだ住民参加が期待できる。